

令和2年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和2年3月5日（木） 午後2時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	志 村 恭 一
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	岸 岳
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	河 島 知 博
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 木 厚
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。
- 日程第3 議案第10号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

2月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告をご参照いただければと思います。

まず、市議会関係ですが、2月17日から3月定例会が開会中でございます。現時点で3月26日までの当初予定を、18日までに短縮の方向で現在調整されているところであります。

次に、学校教育関係といたしましては、2月11日に第7回Yokosuka English Worldが開かれました。諏訪小学校の体育館におきまして、市内の児童56人、サリバンス・スクール46人の参加をいただき、開催をしたところであります。

次に、3月2日に横須賀総合高校の全日制と定時制の卒業式を挙行いたしました。今回の新型コロナウイルス対策から、規模を縮小した形での実施となりましたが、それぞれの卒業生の門出を祝わせていただいたところです。

その他のところでございますけれども、記載はございません内容として、新入学1年生の黄色いワッペンが贈呈はされましたが、例年ですと贈呈式を行うところを、これを中止としております。これは損害保険会社4社から約3,000人の児童に1年間の保険付きの黄色いワッペンが贈呈されております。各学校の新入生に向けて配布をしているところです。

2点目は、学力向上推進事業に係る教育視察をさせていただきました。2月12日、13日、大阪府堺市教育委員会に伺わせていただきまして、意見交換と中百舌鳥小学校の授業を見学してきたところです。

その他につきましては、記載の行事、展示を開催してまいりましたが、別途新型コロナウイルス対策による影響がございますので、後ほどそれらについてはまとめて報告があるかと思っております。私からは以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第8号『教育委員会会議規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第8号『教育委員会会議規則中改正について』ご説明いたします。

本改正は、1 ページ下段の提案理由に記載しておりますとおり、動議の取扱いを明確にするために行うもので、それに合わせて所要の条文整備を行うものです。

それでは、2 ページをお開きください。

改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

初めに、第13条第2項について、動議が提出され議題とする際の取扱いを明確にするため、「教育長は会議に諮って」の後に、「採決し」を追加するものです。また、第13条第2項の次に、第3項として動議の撤回や変更に係る規定を記載のとおり追加するものです。これらの改正に伴い、第13条の見出しを「動議の提出」から、「動議」に改めるものです。これにより、委員から動議が提出され、これを議題とする際には、採決を行い、また、その後の撤回や変更に際しても、採決を行うことで、動議に対する各委員の意思を直接反映し、動議の取扱いを明確にするものです。

なお、第1条及び第24条については、記載のとおり所要の条文整備を行うものです。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。

最後に施行日ですが、附則において公布の日、これは令和2年4月1日を予定しておりますが、公布の日とするものです。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第9号『教育委員会専決規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第9号『教育委員会専決規程中改正について』ご説明いたします。

初めに、2ページ下段の提案理由をご覧ください。

本改正は、横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の条文整備を行うものです。会計年度任用職員とは、地方公務員法及び地方自治法の改正により、本年4月1日から新たに創設されるもので、これまで自治体ごとに法解釈や根拠を定め、任用していた非常勤嘱託員や臨時職員を、地方公務員法及び地方自治法に根拠を置く会計年度任用職員として任用するものです。本改正の概要は、専決規程中の非常勤嘱託員及び臨時職員の文言を新たに創設される会計年度任用職員等の文言に改めるものです。

それでは、具体的な規程の改正内容について、改正案の朱書きによりご説明いたします。

3ページをお開きください。

別表第2、共通事務（人事事項）、1、教育委員会事務局について、表中段の市内出張命令の行及び市外出張命令の行の右、課長が専決できる欄の1、所属職員、2、非常勤嘱託員を所属職員に改め、任免の行の部長が決裁できる欄の非常勤嘱託員を特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く）に改め、課長が決裁できる欄の臨時職員の任用を、会計年度任用職員の任免に改めるものです。

なお、3ページ下段以降の各表及び7ページの注につきましても同様の改正を行うものです。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

最後に施行日ですが、附則において令達の日、これは令和2年4月1日を予定しておりますが、令達の日とするものです。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から1点だけよろしいでしょうか。

3ページのところで、市内出張とか市外出張命令書のところでいわれている非常勤嘱託員というのは、これはもう全く存在しないと考えていいですか。

(総務課長)

非常勤嘱託員につきましては、細かく申し上げますと、一般職の非常勤職員と特別職の非常勤職員というカテゴリーがありますけれども、一般職の非常勤職員につきましては、会計年度任用職員に統合といいますか、整理されていきます。特別職の非常勤職員につきましては、これ以降も各審議会の委員など存在する

ことになります。

ただそれらの特別職の非常勤職員の任命権限につきましては、各部長・課長に
ございませんで、教育委員会に任命権限がありますので、この専決規程には記載
していないということになります。

(新倉教育長)

確認ですけれども、会計年度任用職員の人たちというのは、出張した場合にそ
の手当が出るとは思いますが、ここで所属職員の中に全て含まれるために削除さ
れているという理解でいいですか。

(総務課長)

そのとおりでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、
原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1) 『新型コロナウイルスの対応について』

(教育総務部長)

新型コロナウイルスの対応につきましてご報告をさせていただきます。

これは令和2年3月5日時点におきます教育委員会の新型コロナウイルス感
染拡大防止の対応状況を説明するものでございます。

まず、資料の1、学校関係の対応についてご覧ください。

(1) 臨時休校でございますが、期間は令和2年3月3日火曜日から学年末休
業の開始の前日までと設定をしております。対象は市立幼稚園、小・中学校、特
別支援学校、横須賀総合高校でございます。なお、登校日を設ける場合には、3
月16日以降に半日程度設けることができることとするというふうに今は規定を
してございます。

続きまして、(2) 卒業式、卒園式でございます。

まず、横須賀総合高校につきましては、3月2日に卒業生、教職員、PTA会
長、教育委員会関係職員及び在校生の一部で、規模を縮小して実施をさせてい
いただきました。

次に、3月11日及び3月18日、19日に予定をされております市立小・中学校の

対応ですが、出席される方につきましては、横須賀総合高校と同様の形で規模を縮小して実施をする予定でございます。

次に、3月16日及び17日に予定をされております市立特別支援学校及び市立幼稚園につきましては、先ほど申しあげました皆さん以外に、特別支援学校の生徒さん、それから幼稚園の園児さんですので、これは保護者の方の出席も認めた形で、こちらも規模を縮小して実施をする予定でございます。

なお、(3) 児童生徒の居場所につきましては、現在、小学生の遊び場として、小学校校庭を時間を制限しております。13時半から15時半の間、開放してございます。それから、地域の状況様々でございますので、学校施設等の開放については柔軟に対応することとしてございます。

裏面をご覧ください。

2、社会教育施設の対応についてでございます。

まず、(1) 臨時休館でございますが、こちらは令和2年3月4日から令和2年3月16日までを臨時休館としております。

イの対象施設ですが、まず(ア)の中央図書館、北図書館、南図書館及び児童図書館につきましては、休館をしておりますが、予約本の貸出し、それから返却につきましては実施をしてございます。なお、入館についてはできないこととなっております。また、現在、臨時休校となっております児童・生徒のために学習室として一部施設を提供しております。

それから、(イ)生涯学習センターの図書室につきましては、図書館と同様に予約本の貸出し、返却を実施をしております。

それから、(ウ)自然・人文博物館、ヴェルニー記念館の休館ですが、こちらは休館をしてございます。ただ天神島及び馬堀自然教育園につきましては、屋外の施設がございまして、そちらは見学可能というふうに規定をしてございます。

最後に(エ)美術館でございますが、こちらは本館以外の駐車場、レストランも含めまして、休館とさせていただきます。

これは本日時点の状況でございます。また、今後の感染の状況によりましては、変更があるということをご承知おきいただければと思います。

報告は以上でございます。

(荒川委員)

すみません。3番目の児童・生徒の居場所についてということで、小学生の遊び場として小学校の校庭を時間を制限して開放することや、それから学校や地域の状況に応じて、学校施設の開放というところについてはとてもいいと思いましたが、そのときに学校に行くとき、登下校のときですね。それから、そこで活動している時のけがや事故については、スポーツ振興センターなどでの対象

となるのかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(保健体育課長)

今回の新型コロナウイルスの感染症対策としての一環でありますこの臨時休業中の学校開放につきましては、学校管理下としたいということで、今回のこの開放するに当たっては、課外指導ということで位置づけをしまして、その前後も含まれますので、当然そこに来る、帰る、登下校も含めてになります。

また、図書室等ももし開放した場合には、そこも課外指導の一環ですので、日本スポーツ振興センターになります。ただ、こちらとして対象となる要件の一つとして、誰が来ているのかというようなことがしっかりと把握していなければいけませんし、また、その状況を監督指導していなければいけませんので、教職員の先生方にはお願いをしているところです。

以上でございます。

(元木委員)

今回の教育委員会の対応によって、どのような問合せがあったか教えてください。

(教育指導課長)

小学校6年生、中学校3年生の卒業生の保護者からの問合せが多いです。内容については、式に保護者が参加できないことに関して、やむを得ないことは理解しているものの、例えば式の様子をDVDで撮影して、それをその後、配布をしていただけないかとか、あるいは式の始まる前、式の終わった後に、グラウンドや正門で写真撮影をさせていただけないかという要望、問合せが多いです。

現在、これらのことについては、小学校中学校校長会に情報をお知らせして、統一的な対応を考えているところでございます。

(元木委員)

ありがとうございます。

もう1点質問があります。今回、給食が中止になりましたが、その対応についても教えていただきたいと思います。

(学校給食担当課長)

先週の金曜日に各事業者に連絡させていただきまして、3月2日月曜日からの給食が中止ということで、止められる食材につきましてはストップをすることで連絡させていただきました。

さらに、各事業者からの連絡が今入っているところですが、米や缶詰、調味料等は納品がされておりまして、そちらは保存が利く物でしたので、4月以降に給食再開がされたときに使用していこうと思っております。

また、一部、食肉になりますけれども、事業者が準備されている物がありましたので、こちらは食材費を支払った上で、フードバンクを通じて子ども食堂へ提供することで動いております。

(川邊委員)

児童・生徒の居場所についてなんですけれども、施設の開放はそんなに問題ないと思うんですけれども、遊び場の開放となると、子どもたちが遊んでかなり濃密な接触が生じると思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

(学校教育部長)

現在、小学校にお願いしているのは、グラウンドの開放ということで、かなり広々とした面積がありますので、濃密な接触という点では間隔が取れるということでございます。また、ただ遊びになると、どうしてもじゃれ合ったりということも考えられるんですが、そこは教員が見ておりますので、そういったところの注意喚起はしていくことができると考えています。

そして、時間を1時半から3時半までという2時間に限定させていただいているといったような事もございます。そういった対応をしております。

(川邊委員)

今のところは、横須賀はあまりまだ出ているという話を聞かないのと、子どもの感染者は非常にパーセンテージで少ないので、あまり心配ないと思うんですけれども、いわゆる空気感染よりかは、やはり接触が危ないということなので、できればやはり外遊びの前もちょっと手の消毒とかを考えたほうがいいのかと思います。

報告事項(2)『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(総務課長)

報告事項2『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』ご説明いたします。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

第7条学校教育部支援教育課の事務文書についてですが、これはさきにご審議いただき、現在市議会に提出しております令和2年度横須賀市一般会計予算及び基金条例中改正において、制度の見直し等を予定しているため、事務分掌規則中の文言を制度見直し後の文言に改めようとするものです。具体的には第10号の奨学金を奨学支援金に、第12号の交通遺児奨学基金を教育福祉支援基金に改め、第13号を削除するものです。

3 ページをお開きください。

保健体育課の事務分掌についてですが、既にスポーツ振興課へ事務移管しているため、第11号を削除し、それに伴う条文整備を行うものです。

通常であれば、本日議案として提出させていただくところですが、市議会での令和2年度当初予算及び基金条例中改正の議案の審議が終わっていないため、市議会で議決後に、教育長の臨時代理により本規則の改正を行いたいと考えております。

また、規則改正後の4月の教育委員会定例会において、改めて教育長の臨時代理による事務の承認をお願いする議案を提出したいと考えております。

以上で説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(3)『教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(教職員課長)

それでは、報告事項3『教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』ご説明いたします。

教育委員会の令和2年度の予算につきましては、3月18日の本会議で審議される予定です。この新年度予算の議決を受けて、4月1日から施行するために教育長の臨時代理により、教育職員手当等支給規則を改正することを報告するものです。

改正内容についてです。

3 ページをご覧ください。

第5条第3項の第3号から第5号について、修学旅行などの生徒の引率、指導、対外運動競技大会及び部活動などに従事した際に支給される教員特殊業務手当

を神奈川県教育職に準じて改正するもので、令和2年4月1日からの施行を予定しています。

なお、次回の教育委員会で承認議案として提出いたしますので、その際に改めてご審議いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(4)『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(総務課長)

報告事項4『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』ご説明いたします。

2ページをお開きください。

改正案の朱書きにより説明させていただきます。

市長部局の令和2年度の組織改正に伴い、第5条財政部財政課を財務部財務課に改めるものです。

通常であれば、本日議案として提出させていただくところですが、市長部局が所管する事務分掌規則の改正がまだ行われていないため、規則改正完了後に教育長の臨時代理により、本規程の改正を行いたいと考えております。また、規程改正後の4月の教育委員会定例会において、改めて教育長の臨時代理による事務の承認をお願いする議案を提出したいと考えております。

説明は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(5)『横須賀市立小・中学校指定変更就学承認基準の改定について』

(教育政策課長)

それでは、『横須賀市立小・中学校指定変更就学承認基準の改定について』ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました説明資料をご覧ください。

まず、1の改定内容については、横須賀市立小・中学校指定変更就学承認基準

に、新たに部活動の基準を設けます。

次に、2の改定理由については、平成17年度から市内全ブロックで実施している学校選択制については、これまで児童・保護者の学校や教育への興味、関心及び意欲を高めることや、教職員の意識改革、学校の活性化などに一定の効果がありました。学校規模の偏り、小中一貫教育ブロックとの整合、通学区域の広範囲化といった課題もあったことから、平成30年1月の教育委員会定例会において、令和3年度(2021年度)中学校入学生から中止することを決定いたしました。一方で、部活動が学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに資する教育的意義が大きい活動であることから、学校選択制中止に伴い、指定校に希望する部活動がない児童のために方策の検討を行い、横須賀市立小・中学校指定変更就学承認基準に部活動という基準を設けることといたします。

次に、3の制度案概要については、対象は翌年度市立中学校に就学する予定の児童で、令和3年度の新中学1年生から対象となります。したがって、制度の運用開始は、受付を行う令和2年度からとなります。申込み期間は就学通知書発送後の12月の約2週間となります。要件は、指定校に希望する部活動がない場合のみ変更可能で、運動部・文化部は問いません。変更できる範囲については、希望する部活動がある隣接校に限ります。隣接校に希望する部活動がない場合については、指定校の変更はできません。また、教室数に余裕がなく、受入れできない中学校への変更もできません。必要書類については、指定変更申立書、就学通知書、印鑑、志望動機等確認書で、支援教育課で受付を行います。

以上が制度の概要です。

最後に、令和2年度スケジュールについては、令和2年4月に全児童対象とした周知チラシを配布し、市立学校長会議においてもご説明いたします。

7月には全小学校6年生向けに本制度に係る手続、変更可能な学校や部活動などを掲載したパンフレットを配布する予定です。

11月末に就学通知書を発送後、12月に令和3年度中学校入学生の受付を行います。

以上で、横須賀市立小・中学校指定変更就学承認基準の改定についての説明を終わります。

(元木委員)

3の制度案概要の中にある変更可能範囲についてですが、隣接校といった場合、どのぐらいの範囲を具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

(教育政策課長)

今、通学区域というのが各学校で指定されております。その通学区域に、例

例えばA中学校であれば、その通学区域と隣接しているところが1つある学校もあります。あと2つ以上ある学校もありますが、単純にその通学区域が隣接している学区の中学校に変更が可能ということで考えております。

(澤田委員)

令和2年度のスケジュール案の中に、4月が全児童向けの周知チラシの配布、それから7月に全小学校6年生向けのパンフレット配布とありますが、これは子どもたちに対してのパンフレット、周知チラシなのでしょうか。保護者に対しても考えているのでしょうか。

(教育政策課長)

こちらのチラシとパンフレットにつきましては、保護者と子ども、両方に見ていただけるような形で考えております。

報告事項(6)『横須賀版キッズウィークの実施報告と見直しについて』

(教育政策課長)

『横須賀版キッズウィークの実施報告と見直しについて』ご報告いたします。
説明資料の1ページをお開きください。

1にありますとおり、横須賀版キッズウィークは、大人が子どもとともに地域で過ごす時間を大切にすることをテーマとした取組です。平成30年度から開始し、今年度が2年目となります。

2、令和元年度の実績内容ですが、10月19日から11月11日までの24日間、資料2にありますとおり、親子向けの体験イベントなど、87のイベントを広く周知し、イベント主催者にはキッズウィークの言葉と趣旨の浸透にご協力いただくとともに、保護者が休めるよう有給休暇の取得の働きかけを行いました。

3の課題です。

資料1の保護者アンケート実施概要と併せてご覧いただければと思います。

アンケートを基に大きく3つ課題を挙げています。(1)の認知度についてですが、前年よりは上がっているものの、依然として知らない方も多い状況でございます。また、言葉だけではなく趣旨を浸透させていくことが必要です。

(2)の大人と子どもの時間の過ごし方についてですが、この2年間、様々なイベントの集約と周知に力を入れていますが、イベントに出かけた割合が10%未満です。また、イベントに出向くことだけが子どものためになるのかといったご意見も頂いております。

(3) 有給休暇の取得の促進については、ほとんど効果が見られませんでした。期間中の平日は、子どもも統一的な休みではないことなど、事業開始時から課題がありました。

2ページをお開きください。

今年度の実施結果と課題を踏まえた4、キッズウィークの実施期間の見直しについてご説明いたします。

(1) 見直し内容にあるとおり、来年度からキッズウィークを2月11日から15日までの5日間に変更いたします。

(2) の見直しの理由ですが、1月の教育委員会定例会でご議決いただきまして、2月15日の市制施行記念日を学校休業日としたことが最大の理由でございます。キッズウィークは秋休みの廃止の経緯もあり、学校休業日の分散化による新たな休日は設けず、振替休日を活用することを基本としてスタートいたしました。これが横須賀版の特徴でありましたが、統一の休みがあるというわけではなく、全市的な呼びかけという点では課題がございました。そのため、今回の新たな学校休業日の設定という機会を捉え、キッズウィークを市制施行記念日に合わせた期間に変更することで認知度向上を図り、全市的に機運を高めていきたいと考えております。

参考として、国が示すキッズウィークの違いを下段に、実施期間を示すカレンダーを3ページに記載しましたのでご参照ください。

以上で、横須賀版キッズウィークの実施報告と見直しについてのご報告を終わります。

(元木委員)

配布資料の2にあるように、今年度はたくさんのイベントが開催されています。2月11日から15日に変更した場合に、どのようなイベントが開催される見込みでしょうか。

(教育政策課長)

イベントの内容につきましては、確かに秋の時期と、2月に実施する時期では、イベント数にはかなり大きな変化が出てくると考えています。ただ、今考えておりますのは、教育委員会のイベントという形で、社会教育施設を中心として進めていきたいと考えています。

この2月15日が学校休業日になりまして、皆さんお休みになるという機運が高まってきた中で、例えば企業の方とか、ほかのいろんな取組をされている方がここにまた取組を入れていただけるというような形で進めていければと考えております。

報告事項（7）『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』

（中央図書館長）

それでは、『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』ご報告いたします。

説明資料をご覧ください。

まず、1の調査の目的ですが、平成29年度に策定いたしました第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握するために実施をいたしました。

次に、2の調査の概要です。

調査内容といたしましては、平均読書冊数や読書についての意識、学校図書館の利用の調査を市立小学校の4・5・6年生の各学年の1組を、また、市立中学校の各学年の1組を対象に実施いたしました。なお、調査基準を令和元年11月の1か月としております。

次に、3の調査集計結果と今後の対応です。

調査の詳細は、別冊の報告書をご覧くださいと思いますが、記載の表は子ども読書活動推進計画の成果指標である1か月の読書冊数を全国のデータと比較したものです。今回の調査結果といたしまして、前年度と比較して、小学生は若干数値が上がっておりますが、中学生は前年度に引き続き数値を下げております。全国調査を見ますと、小学生、中学生ともに今回は増加の傾向であります。

本市の増減の原因につきましては、1カ月に5冊以上本を読む生徒数が小学生は増え、中学生が減少したことが影響していると思われれます。

また、本を1冊も読まなかった理由としては、小学生、中学生ともに本を読む時間がないことを挙げています。また、授業以外で学校図書館を利用しない理由というのは、まず、行く時間がないが一番多く、中学生につきましては、1冊も本を読まなかった理由として、ゲーム、ユーチューブのほうが楽しいという理由が多く見られました。

読書冊数をはじめ、調査結果全般に各学校間の差が多い傾向にあります。

説明資料の裏面をご覧ください。

中学生の平均読書冊数は減少していますが、本を読むことが好き、またはどちらかといえば好きと回答した生徒が増えていることや、授業以外で学校図書館を利用することについても、よく利用する、時々利用するという回答の数が増えています。このことから、学校図書館に係る取組の効果が表れてきたものと考えております。

今後、対応としましては、このような児童・生徒の実情を踏まえ、本が子ども

たちにとって身近に感じられ、読書の機会を増やす取組の検討が必要であると考えます。

最後に4、結果の公表及び報告として、この調査結果を調査実施校へ提供するとともに、ホームページなどで公開させていただく予定です。

以上で報告を終わらせていただきます。

(澤田委員)

調査の基準月ですが、これは全国調査と同じと考えてよろしいのでしょうか。

(中央図書館長)

本市の調査は、毎年11月を基準月として翌月に実施をしているという形になります。全国調査につきましては、6月に実施をしております。若干6月と11月ということで、半年近くのタイムラグがありますけれども、ちょうどその同じような時期に実施をしている全国データというのがございませんので、それを参考にさせていただいております。

(澤田委員)

全国調査が6月で、本市調査が11月とのこと、単純に比較していいのだろうかという疑問に思いました。

もう1点、本市の学校の読書の取組はどのようになっているのでしょうか。読書週間、読書月間、あるいは朝読の取組はどうでしょうか。朝読に取り組むと、読書率が上がってくるのではないかと思いますので教えていただければと思います。

(中央図書館長)

図書館サイドの方では、読書週間ですとか、子ども読書の日関連のイベント、展示等については多くの方にいらしていただいて、それなりの効果があると思います。

学校の朝読についても多くの学校で実施をしております。毎年この計画の調査結果でも出ております。今回の結果につきまして、特に中学生の数字が下がりっぱなしの状況が数年続いていますので、何とか手を打ちたいということで、第3次計画にも新たに学校配送便ですとか、学校司書との図書館との連携ですとか、多くの新しい施策を入れているんですが、それがどういう形で効果が出てくるかということと今新しいことを考えるのと並行して検討しております。

(新倉教育長)

朝読については教育指導課長お願いします。

(教育指導課長)

朝読に関しては、かなり多くの学校で現在取り組んでおります。でも、なかなか図書館に行って本を借りるといふところまで結びついていないようなのですが、各学校での取組は行っております。

(荒川委員)

先ほど澤田委員から、調査の月が11月、いつもそうなんですかというような質問はあったんですけども、中学校はやはり定期テストがありますよね。例えば定期テストの前であったりとか、その間であったりとかということは考えられないのかなというのがちょっと疑問に思ったところです。調査する期間に生徒が、一生懸命テストの勉強に取り組むような時期が重なっているのであれば、配慮していただけるとありがたいと思いました。

(中央図書館長)

時期についても検討していきたいと思えます。

それと先ほど朝読の話がありましたけれども、30年度のデータがありますので、朝読を実施している学校が、小学校43校、中学校が11校ということで、小学校が93%、中学校が47%という報告を頂いております。

報告事項(8)『行事等の結果について』

ア 第30回読書感想画展の結果について

(教育指導課長)

令和2年1月11日から15日まで、文化会館第1ギャラリーにて、横須賀市教育委員会主催、読書感想画展を開催しました。

読書感想画は横須賀市の児童・生徒を対象に、読書を通して感動したことを絵画で表現し、本に触れる読書指導の一環として取り組まれています。

今年度、読書感想画に取り組んだ学校は、小学校は46校全校で、作品数としては1万7,705点、中学校は6校で、作品数は55点でした。読書感想画展では、この中から学校図書館研究会の先生方を中心とした審査員によって選ばれた601点を展示いたしました。

期間中の来場者は2,793人でした。家族連れのほか、遠方から祖父母をはじめとした親戚も多く来場され、子どもたちとともに本について語り合う姿も見ら

れました。

読書感想画展に展示された作品のうち、29点が県の読書感想画審査会に進むことになりました。県審査の結果につきましてはプリントをご覧ください。多くの児童・生徒が県審査で入賞したものの、残念ながら全国審査での入賞はありませんでした。

以上が読書感想画展の結果についての報告です。

(新倉教育長)

開催期間が非常に短いなと感じているのが一つ。それから、今お話にあるようにご家族に見てもらうのは2日間ですが、各学校の子どもたちが見る機会が2日間しかない、ほかの子どもたちがそこで刺激を受けるのにはちょっと開催期間が短過ぎないかなと思うのですけれども、これは何か制約があるんですか。

(教育指導課長)

この後の県の審査もありますので、その辺の制約はあるかと思うんですが、また期間については検討してまいりたいと考えております。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第3は、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和2年3月5日(木) 午前3時30分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡